

奈良県スポーツ推進計画

～ Sports for Everyone with Smile ～



平成25年3月

奈良県

はじめに

奈良県では、平成17年に「奈良県スポーツ振興計画」を策定し、その後平成21年には、これに健康づくりのための「運動」の視点を加えた「なら運動・スポーツ振興プラン」として改訂を行い、運動・スポーツの振興に努めてきました。

近年、運動・スポーツをする機会などの減少、体力・運動機能の低下、精神的ストレスの増加が問題となると同時に、生活習慣病に対する医療費の増大が大きな課題となっています。運動・スポーツを行っていない人が県民の過半数を占めるという現状であり、生活習慣病の予防に向けた適度な運動・スポーツの推進を図ることが必要となっています。

このことから、奈良県では、これまでの計画から更なる一步を踏み出すために、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、『生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県』を実現するために、県民の「だれもが、いつでも、どこでも、運動・スポーツに親しめる環境づくり」を基本目標とした「奈良県スポーツ推進計画」を策定しました。

今後は、目標年度の平成34年度を目途に、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体と連携・協力し、県民全体で本県の運動・スポーツの推進を図ってまいりたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、この計画の趣旨をご理解いただき、本県の運動・スポーツの推進に一層のご協力をお願いします。

最後に、この計画の策定に当たり、ご協力賜りました奈良県スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。



平成25年3月

奈良県知事 荒井正吾

第1章 計画策定の趣旨	1
・ 計画策定の趣旨	1
・ 計画の位置づけ	2
・ 計画の期間	3
・ 計画の推進体制	3
第2章 計画の理念と目標	4
・ 基本理念	4
・ 基本目標	6
第3章 施策の体系と内容	7
Ⅰ. だれもがいつでも楽しめるスポーツ	8
Ⅱ. 地域で楽しむスポーツ	15
Ⅲ. あこがれ・感動を生むスポーツ	21
Ⅳ. スポーツ環境の整備	26
資料編	資料-1～資料-14

第1章 計画策定の趣旨



計画策定の趣旨

奈良県では、県民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生涯にわたり、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」を目指すこととしており、そのためには運動・スポーツの果たす役割が非常に重要と考えています。

運動・スポーツ※¹は、「する・観る・支える」ことを通して、感動や楽しみ、達成感や協調性の創出など、県民一人ひとりに様々なプラス効果が期待されます。

また、運動・スポーツは、フェアプレイの精神など人格の形成や生きがいづくりなど、心身両面にわたる健康の保持増進につながるほか、生活習慣病の予防などによる医療費等の削減効果も期待されます。さらに、全国や世界で活躍するアスリートの姿は、県民に大きな夢や感動、元気を与えてくれます。

本県は、豊かな自然や地勢等を有し、運動・スポーツをするには最高の環境が整っています。こうした、地域の特性を活かした運動・スポーツの推進は、来訪者の増加のほか、関連する産業の振興にも寄与し、地域の活性化や地域の連帯感の強化にもつながります。

このように、運動・スポーツは、地域の活性化や県民が生涯にわたって健康で生き活きと暮らすうえで不可欠なものと考えています。

これらを踏まえ、本県では、今後 10 年先を見据えた奈良県スポーツ推進計画を新たに策定することとし、この計画に基づき、本県のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくこととします。

※1 奈良県スポーツ推進計画においては、次のように概念を整理します。

- ・「運動」とは、「自らの意思又は意図に基づいて身体を動かすこと」をいい、例えば、「健康のため一駅前から歩く」、「自宅でストレッチなどの体操をする」、「自転車に乗って少し遠出をして買い物に行く」なども運動といえます。
- ・「スポーツ」とは、「ルールに基づき運動を行うこと」をいいます。

運動・スポーツを取り巻く環境

近年、複雑・多様化する社会、利便性優先の社会のなかで、運動・スポーツをする機会や場の減少、体力・運動能力の低下、精神的ストレスの増加が問題となっています。

また、生活習慣病に対する医療費の増大は大きな課題であり、予防に向けた適度な運動・スポーツの推進を図ることが必要です。

そのような中、平成23年6月、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と前文に明記され、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえたスポーツ基本法が制定されました。さらに平成24年3月にはスポーツ基本法に示された理念の実現に向けた「スポーツ基本計画」が策定され、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進するための重要な指針として位置付けられています。

「奈良県スポーツ推進計画」の策定

奈良県では、これまで、平成17年に、スポーツ振興法に基づく「奈良県スポーツ振興計画」を策定し、平成21年には、これに健康づくりのための「運動」の視点を加えた「なら運動・スポーツ振興プラン」として改訂を行い、市町村及びスポーツ関係団体等と連携を図りながら、運動・スポーツの振興に努めてきました。

このたび、運動・スポーツの推進に、県民全体で取り組むための指針として、これまでの振興プランからさらなる一歩を踏み出す新たな「奈良県スポーツ推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

本計画は、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指し、生涯にわたり、県民のだれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくりに向けて、本県の運動・スポーツを総合的に推進するための基本となる計画です。

計画の位置づけ

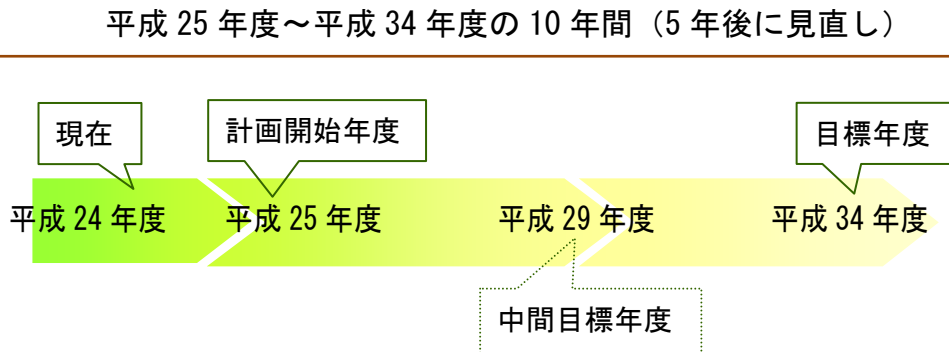
本計画は、スポーツ基本法及び国の「スポーツ基本計画」の趣旨及び方向性を踏まえ、本県の実情に合わせて策定するものです。

また、10年後における県民の健康寿命の日本一達成を目指そうとする「(仮称)なら健康長寿基本計画^{※2}(現在策定中)」と整合を図りながら、県民の運動・スポーツの推進のために取り組む内容を明らかにしたものです。

本計画は、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体と連携・協働し、県民全体で運動・スポーツの推進に取り組む方向性を示したものです。また、地域の次代を担う子どものために地域教育力の向上を目指す「奈良県地域教育力サミット^{※3}」での協議内容とも整合を図るものとします。

計画の期間

本計画は、平成25年度から10年間を見据え、目標年度を平成34年度とし、社会情勢や県の取組みの状況などを踏まえ、5年後に見直しを行うこととします。



計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市町村、学校、スポーツ関係団体、企業、地域など多様な主体と連携・協働し、県民全体で取り組む必要があります。

本県においては、スポーツ推進行政全般を掌るくらし創造部が中心となり、関係部局間の連携を図りながら、本計画を推進します。また、県と市町村、民間等の連携を強化するため、新たに「(仮称)県・市町村スポーツ推進協議会」の設置やスポーツコミッションなど民間レベルによる推進体制の構築、検討を進めることにより、県全体で運動・スポーツの推進に取り組めます。

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)というマネジメントサイクルを踏まえ、奈良県スポーツ推進審議会において、本計画の進捗状況を確認しながら具体的な取組みに反映させていきます。

施策の実現に向けて、毎年度「運動・スポーツ実施状況」等の調査を実施し、運動・スポーツ実施状況等を把握、評価・分析し、事業等の見直しを行いながら、本計画を効果的に推進します。

※2 (仮称)なら健康長寿基本計画: 関連7計画の一つに本計画を位置付けている。

※3 奈良県地域教育力サミット: 平成23年度から開催。奈良県における行政、経済、教育の各分野における代表者が一堂に会して、奈良県における教育の今日的な課題について幅広い視点から討議し、新しい奈良県の教育に資するため開催する。

第2章 計画の理念と目標



基本理念

本計画は、奈良県民が気軽に運動・スポーツに取り組むためのマスタープランとして、奈良県全体で運動・スポーツを推進し、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指します。

<目指す姿>

生き活きと安心して健やかに
暮らせる健康長寿の奈良県

Sports for Everyone with Smile



目指す姿の実現に向け、本計画では、「だれもがいつでも楽しめるスポーツ」「地域で楽しむスポーツ」「あこがれ・感動を生むスポーツ」「スポーツ環境の整備」の4つを基本戦略として、運動・スポーツの推進に取り組みます。

また、10年後における県民の健康寿命の日本一達成を目指そうとする「(仮称)なら健康長寿基本計画」と連動させながら事業を推進します。

I. だれもがいつでも楽しめるスポーツの推進

健康長寿の礎となる健康体力の向上と、スポーツを通じて人格形成や青少年の健全育成を図るため、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が運動・スポーツをしたい時に、どこでも、気軽に楽しむことができる環境づくり・仕組みづくりに取り組みます。

II. 地域で楽しむスポーツの推進

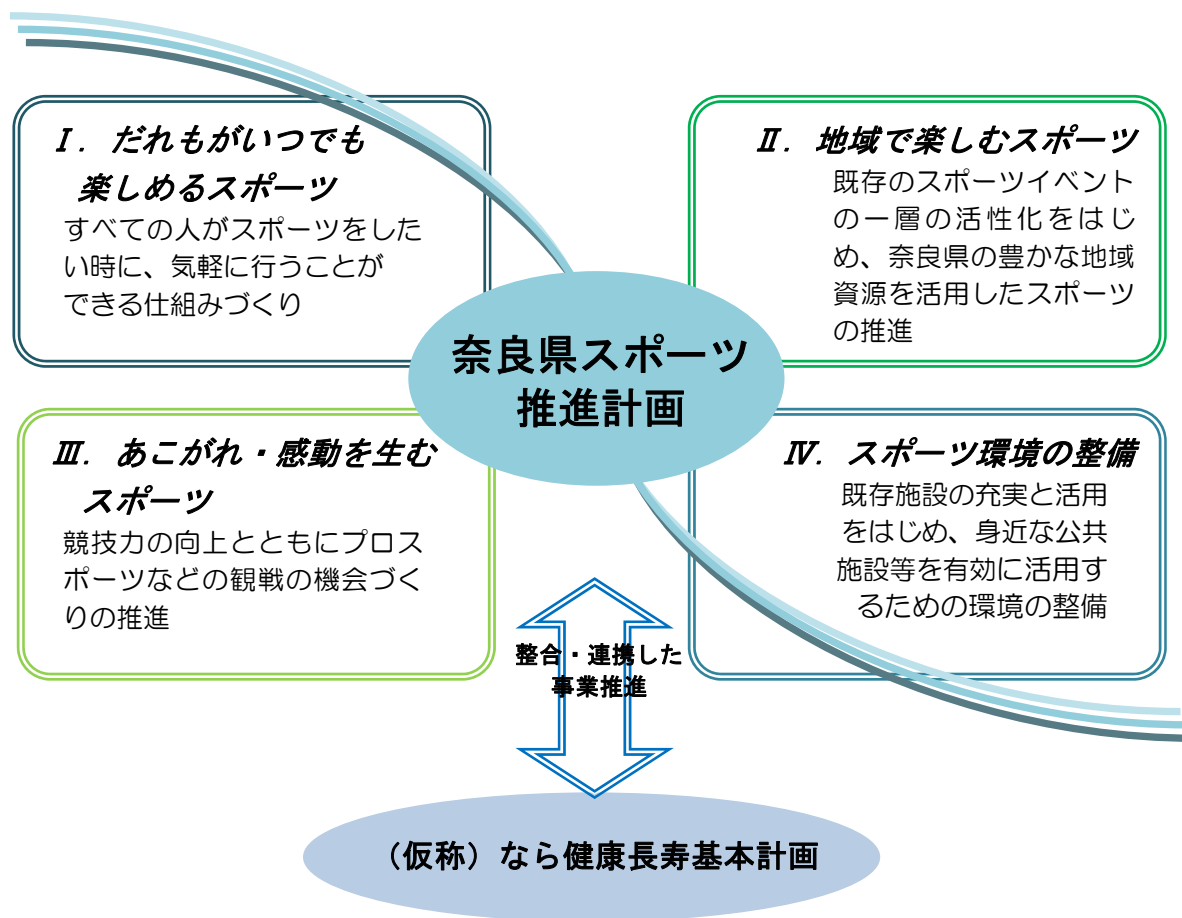
明るく豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、スポーツイベントの一層の活性化をはじめ、奈良県の豊かな地域資源を活かした地域で楽しむスポーツを推進します。

III. あこがれ・感動を生むスポーツの推進

県内外で活躍できるスポーツ選手を育成する体制の整備を進め、競技力の向上を図るとともに、スポーツの裾野を広げるために、人々にあこがれと感動を与えるプロスポーツなどの観戦の機会づくりに取り組みます。

IV. スポーツ環境の整備の推進

だれもがいつでも運動・スポーツに親しめるよう、既存施設の充実と活用を図るとともに、身近な公共施設等を有効に活用するための環境整備などを進めます。



基本目標

「だれもが、いつでも、どこでも運動・スポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として、県民全体で運動・スポーツの推進に取り組みます。

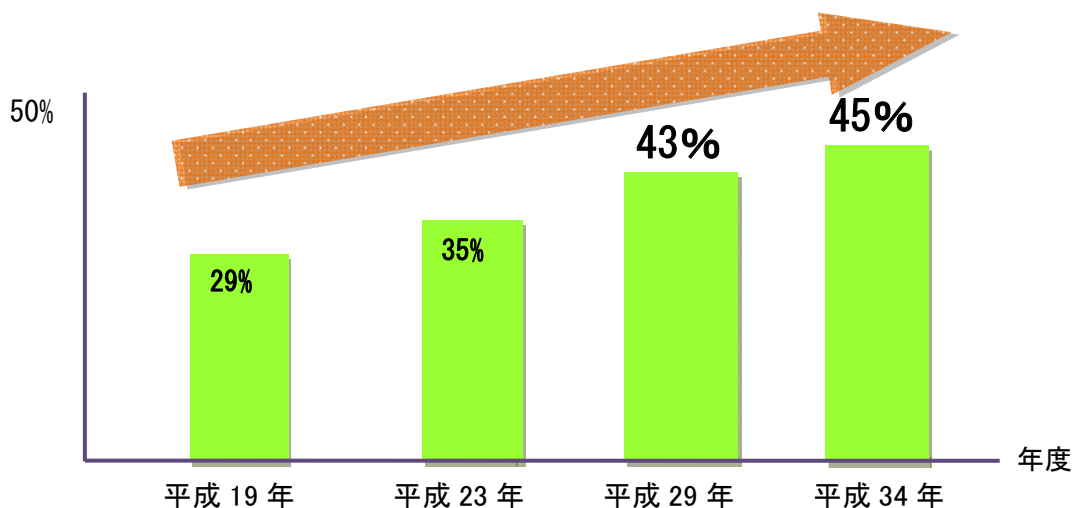
- ◆だれもが…世代を超えて、高齢者の方や子育てに忙しいお母さんや、また、障害のある人もない人も、だれもが運動・スポーツに取り組める環境づくりを目指します。
- ◆いつでも…学校での体育の時間やスポーツクラブで過ごす時間だけでなく、平日でも休日でも、夜でもやりたいときに運動・スポーツができる環境づくりを目指します。
- ◆どこでも…通勤途中や散歩の時間でも、わざわざスポーツ施設に向かなくても、近くの公園など、まち中で運動・スポーツに親しめる環境づくりを目指します。

<基本目標>

だれもが、いつでも、どこでも 運動・スポーツに親しめる環境づくり

【基本目標を実現するための参考指標】

1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上実施し、
1年以上継続している人の割合



※ 平成 19 年、平成 23 年については、「奈良県 県民健康・栄養調査」によるもの。

第3章 施策の体系と内容



ここでは、4つの基本戦略における施策体系と展開方向について整理し、実際に取り組んでいくうえでの体制や目標年次を掲げます。

4つの 基本戦略

I. だれもがいつでも楽しめるスポーツ

II. 地域で楽しむスポーツ

III. あこがれ・感動を生むスポーツ

IV. スポーツ環境の整備



I. だれもがいつでも楽しめるスポーツ

現状と課題

県民すべてが運動・スポーツを楽しむ環境づくり



近年我が国においては、健康長寿の最大の障害要因となる生活習慣病の抑制に向けて、健康づくりのための運動・スポーツが積極的に進められています。

生涯にわたって健康・体力の維持・増進を図るには、継続的な運動・スポーツが有効な方法の一つです。

また、奈良県でも、医療費の抑制や社会の活性化のために、健康・体力の増進が必要不可欠な条件といえます。

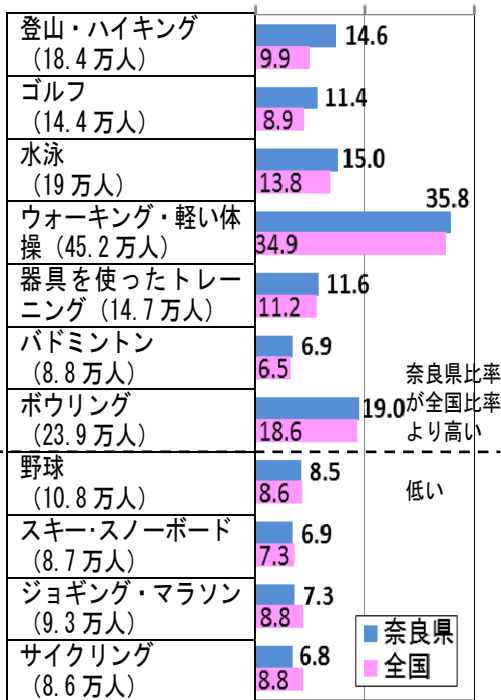
しかし、平成 24 年度に実施した県民アンケートでは、「運動・スポーツを行っていない」とする人が過半数を占めています。その要因として、仕事や育児による忙しさのほか、身近に場所や施設がない、機会がないなどが挙げられていることから、運動・スポーツを楽しむ環境や機会の提供が重要となっています。

各世代における運動・スポーツ習慣の普及

運動・スポーツは、爽快感、達成感、仲間との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。心身の健全な発達や人格形成、健康・体力の増進に寄与し、生きがいや交流を生み出すなど、人々が運動・スポーツに生涯にわたって親しむことはきわめて有意義です。

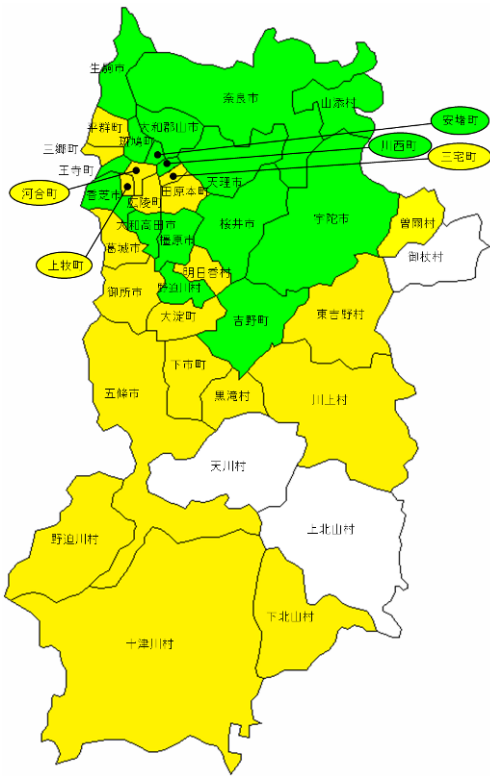
子どもから高齢者までだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進が求められており、各世代における運動・スポーツ習慣の普及・定着が課題となっています。

上段：スポーツ種目
下段：(奈良県取組者数) 0.0 20.0 40.0 (%)



◆ 国民および奈良県民のスポーツ行動者比率 (%) (主なもの抜粋)

資料：総務省「平成 18 年 社会生活基本調査」



	既設置市町村
	設立準備中市町村

◆総合型地域スポーツクラブ
設置状況
(平成24年10月現在)

総合型地域スポーツクラブの育成・充実

地域において気軽にスポーツを楽しむことのできる場として、総合型地域スポーツクラブがあります。

総合型地域スポーツクラブは、以下の特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されています。

- ① 子どもから高齢者まで(多世代)
- ② 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)
- ③ 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)

平成24年6月現在、総合型地域スポーツクラブは、全国で3,396クラブが活動中で、奈良県では36市町村内で55クラブが活動していますが、活動内容の充実を図ることや、総合型地域スポーツクラブに関する積極的なPRが課題となっています。

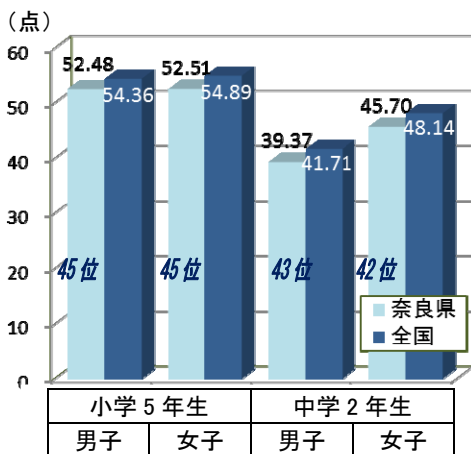
子どもの体力の向上

未来を担う子どもたちが、自然の中で身体を動かし、運動を好きになることは重要です。スポーツを通して、相手を思いやる気持ちやルールを守るなど、子どもたちの規範意識や連帯意識を醸成し、心身の健全な発達と人格形成を促すことが必要です。

奈良県の児童生徒の体力は、平成22年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査※4」では、小学校5年生で男子45位、女子45位、中学校2年生で男子43位、女子42位という状況です。

また、平成24年度の運動部活動加入率も中学生で62.9%、高校生で42.7%にとどまっています。

こうした状況を改善するためには、幼児期や学童期の頃から運動・スポーツに親しむ機会をもち、体を動かす楽しさを体験させることが大切と考えられます。そのためには、学校や地域活動を通じて、運動・スポーツへの参加や観戦の機会を提供することが求められています。また、運動部活動と地域スポーツの連携を図り、相互の活性化と充実が求められています。



◆平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果奈良県と全国の比較

資料:文部科学省「平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」



さらに、子どもの体力向上を実現するには、運動・スポーツに対する保護者の意識の変容が重要であることから、親子で様々な運動・スポーツに触れ、体験する機会のほか、子どもたちの心身の健全な発達のために運動・スポーツが不可欠であることを知る機会を提供するなど、運動・スポーツの重要性についての保護者の理解と子どもの体力向上に向けた協力を得るための取組みが必要です。

目 標

世代を超えて、また、障害のあるなしにかかわらず、すべての奈良県民が、自分がやりたいときにはいつでも、運動・スポーツを楽しむことができる場所や機会の提供を目指します。

【指標と目標数値】

指 標	現状 (平成 24 年度)	5 年後 (平成 29 年度)	10 年後 (平成 34 年度)
総合型地域スポーツクラブの 会員数	10,355 人	35,000 人	70,000 人
総合型地域スポーツクラブ数	55 クラブ (36 市町村)	100 クラブ	150 クラブ
スポーツ指導者 (日体協公認)	2,751 人	3,200 人	4,000 人
1 日に 1 時間以上、運動・スポ ーツをする児童(小学 5 年生) の割合*	45%	50%	55%
1 日に 1 時間以上、運動・スポ ーツをする生徒(中学 2 年生) の割合*	67%	70%	75%

※奈良県児童生徒の体力テスト調査

※4 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：文部科学省が抽出した学校において、指定の学年(小学校第 5 学年、中学校第 2 学年)の全児童生徒を対象として全国的な抽出調査を行う。握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走(20mシャトルラン)など実技 8 種目と質問紙調査による。

施策の展開方向

奈良県においては、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現に当たり、その阻害要因である生活習慣病を抑制するため、これまでも健康づくりのための運動・スポーツの推進を図ってきました。しかし、運動・スポーツを行っていない人は、過半数を占める状況にとどまっています。

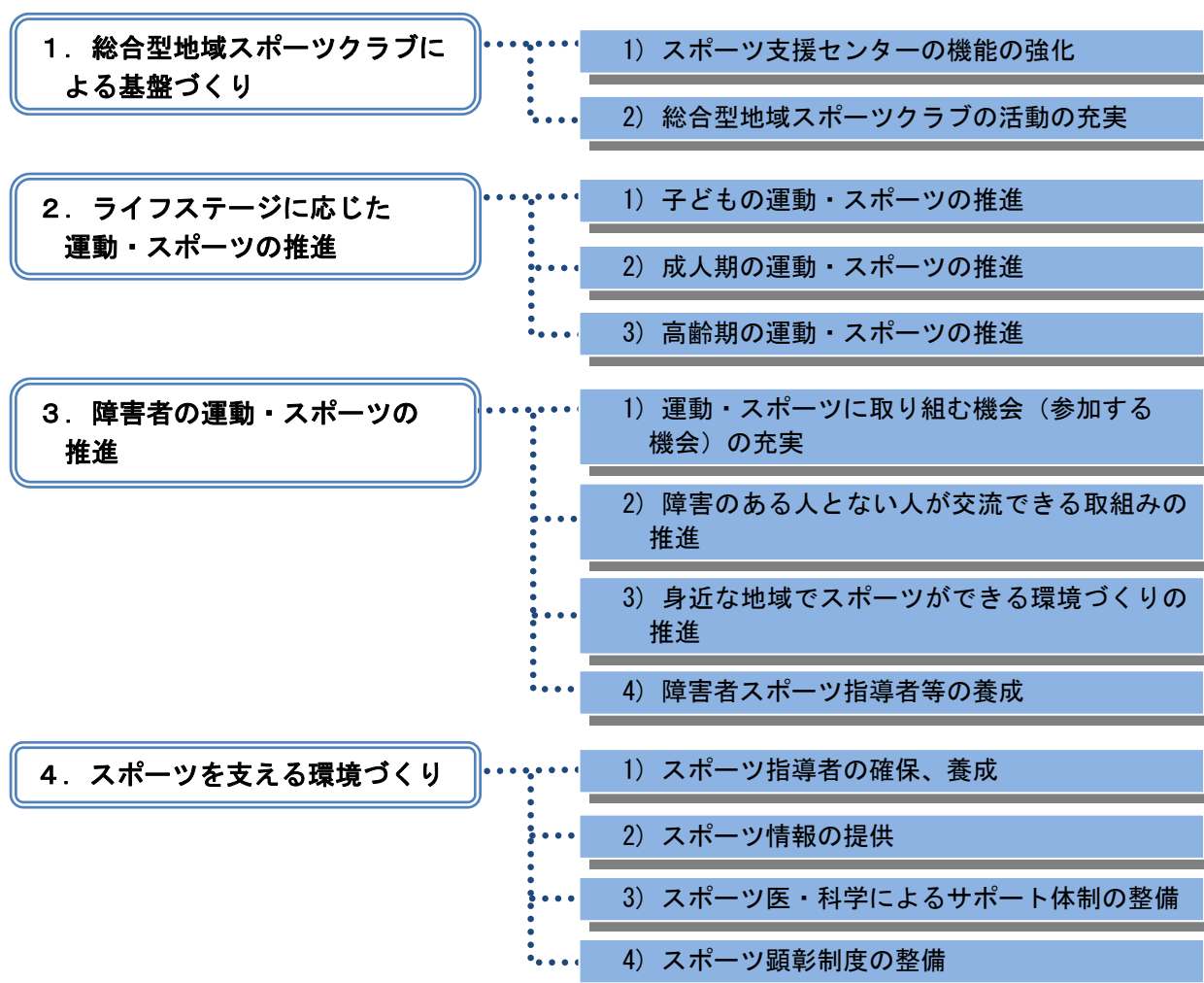
そこで、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現への第一歩として、運動・スポーツを行う「きっかけづくり」が重要となることから、「だれもが、いつでも運動・スポーツに親しめる環境づくり」の一環として生涯スポーツの推進が求められています。

このため、地域において、だれもが、いつでも気軽にスポーツを楽しむことのできる場をつくるため、「総合型地域スポーツクラブによる基盤づくり」に取り組めます。

また、子どもの体力向上と各世代における運動・スポーツ習慣の普及のために、「ライフステージに応じた運動・スポーツの推進」に取り組むとともに、障害のある人もない人も、運動・スポーツを楽しむことができる環境の整備を進めます。

さらに、スポーツ指導者の養成やスポーツ情報の提供などにも取り組めます。

施策の体系



だれもが いつでも 楽しめる スポーツ

基本施策

1. 総合型地域スポーツクラブによる基盤づくり

◇ スポーツ支援センターの機能の強化

総合型地域スポーツクラブの全県展開に向けた設立・育成を推進するため、支援活動を行う職員を拡充するなどスポーツ支援センター機能を強化し、総合型地域スポーツクラブを支える人材育成や交流大会などのイベント支援、運動・スポーツ情報の提供を進めます。

◇ 総合型地域スポーツクラブの活動の充実

総合型地域スポーツクラブの活動の充実のため、各クラブの連携による交流大会の開催など、クラブ活動の質の向上、運動部活動との連携や学校体育施設の有効活用、スポーツ・レクリエーション活動の支援に取り組みます。

2. ライフステージに応じた運動・スポーツの推進

◇ 子どもの運動・スポーツの推進

幼児期からの遊びを通じた運動習慣づくりをはじめ、運動・スポーツを始めるきっかけづくり、学校での体育・保健の充実と運動部活動の充実、子どもの体力づくりに向けた食育の推進、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の推進、総合型地域スポーツクラブによる取組みなどを通して、子どもの運動・スポーツを推進します。

さらに、親子で体験できるスポーツイベントの実施など、学校や地域で親子が気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。

◇ 成人期の運動・スポーツの推進

運動・スポーツに取り組む機会として、奈良マラソンやナイトランなどのイベントのほか、総合型地域スポーツクラブによる取組みなどを通して、成人期の運動・スポーツを推進します。

◇ 高齢期の運動・スポーツの推進

高齢者が運動・スポーツに取り組むきっかけづくりとして、地域におけるラジオ体操による健康づくりやスポーツ大会等のイベントの拡充のほか、高齢者の生きがいづくりや介護予防事業との連携により、高齢期の運動・スポーツを推進します。



だれもが いつでも 楽しめる スポーツ

3. 障害者の運動・スポーツの推進

◇ 運動・スポーツに取り組む機会（参加する機会）の充実

障害のある人が障害種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう必要な配慮・支援を行うなど、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、運動・スポーツを楽しむ機会の充実に図ります。

◇ 障害のある人とない人が交流できる取組みの推進

障害のある人とない人が、共に参加してスポーツを楽しむことにより、相互の交流を深めることができるよう、誰もが参加できる内容のスポーツイベントの開催など、交流のための取組みを進めます。

◇ 身近な地域でスポーツができる環境づくりの推進

障害のある人が身近な地域で運動・スポーツをすることができるよう、総合型地域スポーツクラブによる障害者の運動・スポーツの取組みを支援し、障害者が身近な地域で、日常的に運動・スポーツができる環境づくりを進めます。

◇ 障害者スポーツ指導者等の養成

障害のある人が運動・スポーツを行う際に、障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成及びその指導力の向上を図ります。併せて、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援するボランティアの育成・資質向上を図り、その活動を支える体制の充実に図ります。



だれもが いつでも 楽しめる スポーツ

基本施策

4. スポーツを支える環境づくり

◇ スポーツ指導者の確保、養成

スポーツ指導者やレクリエーション指導者の資質向上や、専門分野に応じたサポート体制の整備、指導者人材バンクの設置など、スポーツ指導者の確保、養成に取り組めます。

◇ スポーツ情報の提供

スポーツ施設情報、スポーツプログラム(イベント・教室・大会等)情報、トレーニング情報、地域で活動しているクラブやグループ情報など、運動・スポーツに関する情報を一元的に提供するシステムの構築に取り組めます。

◇ スポーツ医・科学によるサポート体制の整備

スポーツドクター、管理栄養士、トレーナー等による支援体制の構築やドーピング防止教育、スポーツ歯科の重要性を啓発するなど、専門機関との連携を図り、スポーツ医・科学によるサポート体制の整備に取り組めます。

◇ スポーツ顕彰制度の整備

地域スポーツ活動の顕彰などをはじめ、スポーツ顕彰制度の整備に取り組めます。



II. 地域で楽しむスポーツ

現状と課題

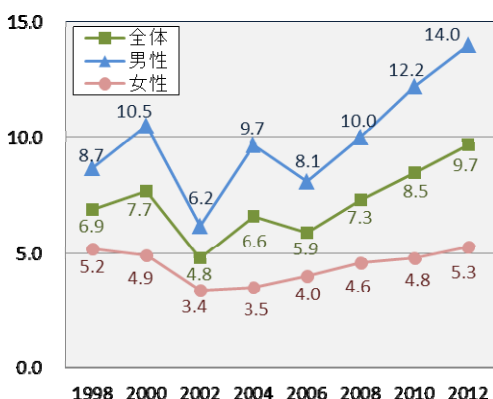
スポーツイベントによるスポーツ活動への参加促進

平成24年における笹川スポーツ財団の全国調査によると、成人のジョギング・ランニング人口は推計で1,000万人を超え、第1回東京マラソン(2007)開催以降増加傾向にあり、マラソンブームといわれる状況がみられます。

奈良県においても、平成22年から「奈良マラソン」が開催され、県民の参加者も回数を重ねるごとに増加しているほか、全国から多数の参加エントリーがあります。これらマラソンブームの影響などを受け、近年、沿道でジョギング・ランニングを楽しむ多くの県民の姿を見受けることができます。

このほか、県内では、「桜井市ウォーキングフェスティバル」「山岳グランfondin吉野」などのスポーツイベントが開催されており、他府県からも多くの人に参加しています。

このように、多くの人々がスポーツに触れ、その楽しさや喜びを体験することのできるスポーツイベントを積極的に実施することにより、県民が気軽にスポーツ活動に参加できる機会を拡充していくことが重要となっています。



◆年1回以上のジョギング・ランニング実施率

資料: 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査報告書(1998~2012)」より

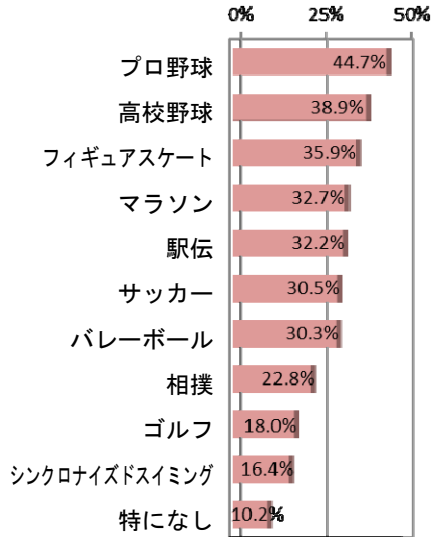
◆平成24年「奈良マラソン2012」<参加者>

種目	人数
マラソン(42.195km)	11,406人
10km	4,771人
ジョギング(3km)	1,204人
合計	17,381人 (奈良県民7,434人 その他9,947人)

<ボランティア参加数(2日間延べ人数)>

区分	人数
一般(個人、グループ、ファミリー)	803
団体	2,443
高校	709
行政その他	684
合計	4,639

資料: 奈良マラソン実行委員会



◆日本人がよく観戦するスポーツ

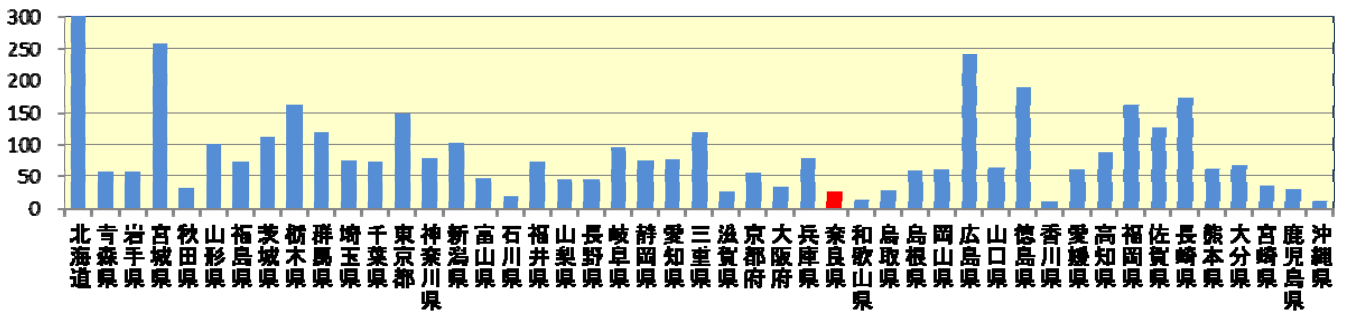
資料: NHK 放送文化研究所調査をもとに作成(平成 19 年 3 月調査、全国 16 歳以上 3600 人対象)

観るスポーツの振興

平成 24 年にはロンドンオリンピックが開催され、これを契機に、多くの人たちがスポーツへの関心を高めました。トップアスリートの活躍は人々に感動を与え、スポーツへの夢やあこがれを抱かせます。

しかし、奈良県における 1 世帯当たりの 1 か月のスポーツ観戦支出指標は 27.8 と低く（全国平均＝100）、スポーツを観る機会があまり多くないことがわかります。

奈良県において大きなスポーツイベントを招致できる施設が不足していることと相まって、気軽にスポーツを観ることのできる環境整備やスポーツイベントを積極的に誘致していくことが求められます。



◆1 世帯（2 人以上）当たりの 1 か月スポーツ観戦支出指標（全国平均：100）

資料: 平成 21 年度全国消費実態調査

スポーツイベントによる地域の活性化

近年、我が国においては、観光立国の実現に向けた取組みが積極的に進められており、スポーツとツーリズムの融合であるスポーツツーリズムへの関心も高くなっています。

奈良県は、豊かな自然、起伏のある地勢、美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする観光資源等を多く有しています。

このため、これらの資源を活かしたウォーキングやトレイルラン、サイクリングのヒルクライムやロングライドなどのスポーツイベントの開催により、宿泊を伴うスポーツツーリズムにつなげることで、さらに地域の良さを知っていただき、来訪者を呼び込むことで、地域の活性化につなげることが期待されます。



トレイルランの様子
(場所: 十津川村内の熊野古道小辺路)

目 標

自らが生活している地域においてスポーツに気軽に触れられるよう、積極的に「する」「観る」「支える」スポーツを楽しむことができる人の増加につながる環境整備を進めます。

【指標と目標数値】

指 標	現 状 (平成 24 年度)	5 年後 (平成 29 年度)	10 年後 (平成 34 年度)
スポーツイベントの参加者数 (総合型交流大会)	1,149 人	5,000 人	10,000 人
「奈良マラソン（フルマラソン）」 に参加する奈良県民の人数	3,868 人	4,300 人	5,000 人

施策の展開方向

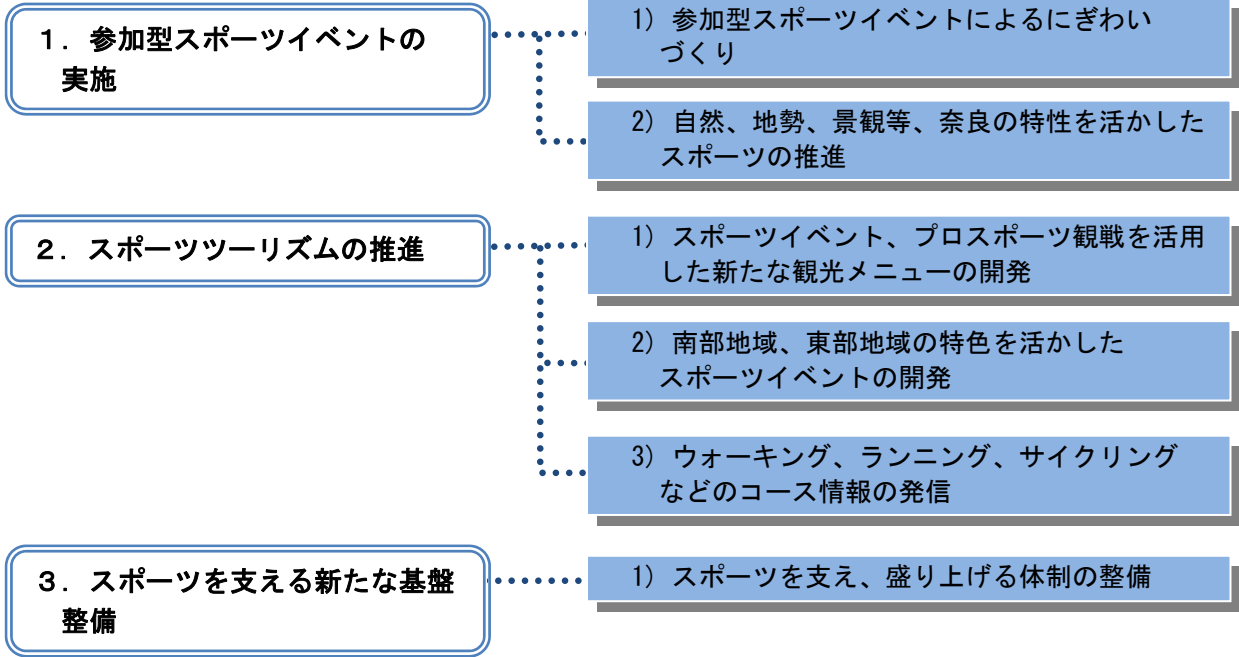
参加型スポーツイベントは、「スポーツの楽しさや喜びを体験、実践する場を提供し、スポーツを地域に根付かせることができる」「スポンサーやボランティアなど、スポーツの支援に興味を持つ新たな支援者との連携につながる」「子どもがスポーツへのあこがれを抱き、スポーツを始めるきっかけになる」などの効用があることから、積極的に実施に取り組み、地域の振興や活性化を図ります。

また、奈良の新たな魅力を掘り起こすものとして、スポーツツーリズムの推進に取り組み、地域の振興や活性化を図ります。



奈良マラソンでの地元幼稚園応援団

施策の体系



ヒルクライムの様子



奈良マラソンの様子



基本施策

1. 参加型スポーツイベントの実施

◇ 参加型スポーツイベントによるにぎわいづくり

新たなスポーツイベントの実施や既存イベントの充実、スポーツを通じた交流イベントの開催など、スポーツの楽しさや喜びを体験し、実践する場を提供する参加型スポーツイベントによる地域のにぎわいづくりや活性化を進めます。

◇ 自然、地勢、景観等、奈良の特性を活かしたスポーツの推進

ウォーキング、トレッキング、ジョギング・ランニング、クロスカントリー、サイクリング、カヌーなど、自然、地勢、景観等、奈良の特性を活かしたスポーツイベントの実施を進めます。

例えば、豊かな自然、起伏のある地勢を活かしたヒルクライムやロングライドなどのサイクルイベントの実施により、宿泊を伴うスポーツツーリズムにつなげることで、地域の活性化を図ります。

2. スポーツツーリズムの推進

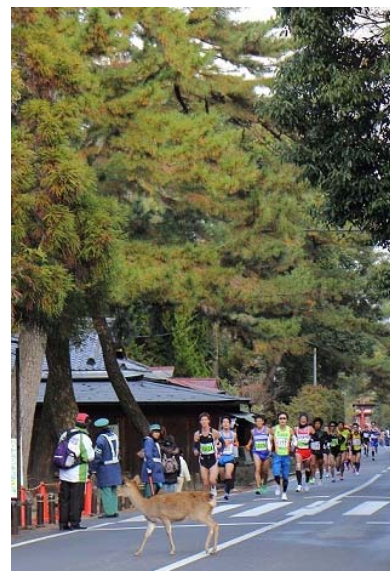
◇ スポーツイベント、プロスポーツ観戦を活用した新たな観光メニューの開発

奈良マラソンやサイクルスポーツなどの魅力あるスポーツイベントやスポーツ観戦を活用した新たな観光メニューの企画に取り組み、スポーツツーリズムを推進します。

◇ 南部地域、東部地域の特色を活かしたスポーツイベントの開発

南部地域の豊かな自然、起伏のある地勢、美しい風景、東部地域の広い高原といった特色を活かし、南部・東部地域ならではのサイクルスポーツやアウトドアスポーツイベントを実施することや、スポーツ合宿を誘致することで、スポーツによる地域の活性化を図ります。

地域で 楽しむ スポーツ



地域で楽しむスポーツ



◆サイクリングマップ

「奈良まほろばサイク∞リング」
資料：奈良県HP「奈良県自転車
利用総合案内サイト」

基本施策

◇ ウォーキング、ランニング、サイクリングなどのコース情報の発信

ウォーキング、ランニング、サイクリング等による観光振興や地域活性化に向け、奈良の新たな魅力を掘り起こすため、コースガイドブックの作成やコース情報の発信に取り組めます。

また、自転車による広域的な周遊観光を促す環境づくりを推進することで、自転車ならではの新たな観光スタイルを創出し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や、来訪者の増加による地域の活性化を図ります。

3. スポーツを支える新たな基盤整備

◇ スポーツを支え、盛り上げる体制の整備

地域のスポーツ活動やイベント運営に関わるスポーツボランティアの育成のほか、リーダー組織の検討など、スポーツを支え、盛り上げる体制の整備を進めます。

また、スポーツツーリズムによる地域の活性化を目的とするスポーツコミッションなど、民間レベルによる推進体制の構築、検討を進めます。



Ⅲ. あこがれ・感動を生むスポーツ

現状と課題

◆国民体育大会順位

開催年	場所	天皇杯	皇后杯
S59	奈良	1位	1位
S60	鳥取	13位	23位
S61	山梨	13位	38位
S62	沖縄	12位	28位
S63	京都	23位	25位
H 1	北海道	30位	30位
H 2	福岡	28位	33位
H 3	石川	27位	26位
H 4	山形	34位	31位
H 5	東四国	27位	24位
H 6	愛知	26位	26位
H 7	福島	31位	32位
H 8	広島	31位	25位
H 9	大阪	27位	18位
H10	神奈川	33位	24位
H11	熊本	38位	33位
H12	富山	30位	33位
H13	宮城	33位	32位
H14	高知	35位	28位
H15	静岡	29位	29位
H16	埼玉	37位	36位
H17	岡山	32位	36位
H18	兵庫	25位	42位
H19	秋田	28位	35位
H20	大分	33位	41位
H21	新潟	33位	43位
H22	千葉	35位	43位
H23	山口	35位	38位
H24	岐阜	35位	38位

競技力の向上に向けたスポーツ指導者の確保、養成

アスリートの活躍は人々に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの関心を高め、スポーツを始めるきっかけにもなります。また、奈良県出身のアスリートの活躍は、県民の郷土への誇りにつながります。

平成24年に開催された第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」における奈良県の成績は、総合35位であり、近年の総合成績はやや低迷している状況です。

これまで奈良県では、柔道競技におけるオリンピック金メダリストの輩出など、武道での活躍をはじめ、陸上、水泳、ホッケー、ボクシング、自転車、ソフトテニス、馬術、ラグビー、レスリングなどの種目において国内外でトップレベルの競技力を維持しています。今後も、これらの競技力の維持・向上を図ることにより、ロンドンオリンピックで金メダルに輝いたボクシング競技 村田諒太選手のようなトップアスリートの育成が期待されます。

競技力の向上に当たっては、スポーツ指導者の確保、養成をはじめ、キッズ・ジュニア期からの選手強化体制の整備が求められます。さらに、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の指導や集中的・継続的にトレーニングを行うことができる拠点の整備が求められます。



スポーツを「観る」機会の創出と プロスポーツが生まれる環境づくり

トップレベルのスポーツを「観る」ことは、多くの人々に勇気や感動を与え、スポーツを始めるきっかけとなるなど、スポーツの裾野の拡大、ひいてはスポーツ界の活性化につながります。特に、子どもたちがトップアスリートの試合を身近に観戦し、指導を受けることは、スポーツに取り組むきっかけとなるとともに、より高いレベルを目指す意欲にもつながる点で貴重な体験になります。

奈良県は、これまでプロスポーツチームがなく、トップレベルのスポーツ大会の開催も限られていましたが、bjリーグに参入するプロバスケットボールチーム^{※5}の創設が平成25年度に予定され、県下プロスポーツ第一号として注目を集めることが期待されています。また、サッカー「奈良クラブ」がJリーグ参入を目指して活躍しています。

プロスポーツの試合やトップレベルの大会の誘致によるスポーツを「観る」機会の創出や、地域、企業等との連携によるプロスポーツが生まれ育つ環境づくりが課題となっています。



ロンドンオリンピック(2012)金メダリスト
村田諒太選手(奈良県出身)
写真提供：東洋大広報課

目 標

スポーツの素晴らしさを肌で感じ、スポーツに対する夢やあこがれを抱くことができるよう、奈良県を代表するスポーツ選手を育成するとともに、プロスポーツを誘致する環境を整備します。

【指標と目標数値】

指 標	現状 (平成24年度)	5年後 (平成29年度)	10年後 (平成34年度)
国体の総合成績	35位	30位台前半	20位台
プロスポーツ等の試合数 (有料観戦)	5試合	30試合	60試合

※5 奈良県初プロバスケットボールチームとして、Bambitious Nara(バンビシヤス奈良)が、平成25年シーズンより、bjリーグに参入予定。

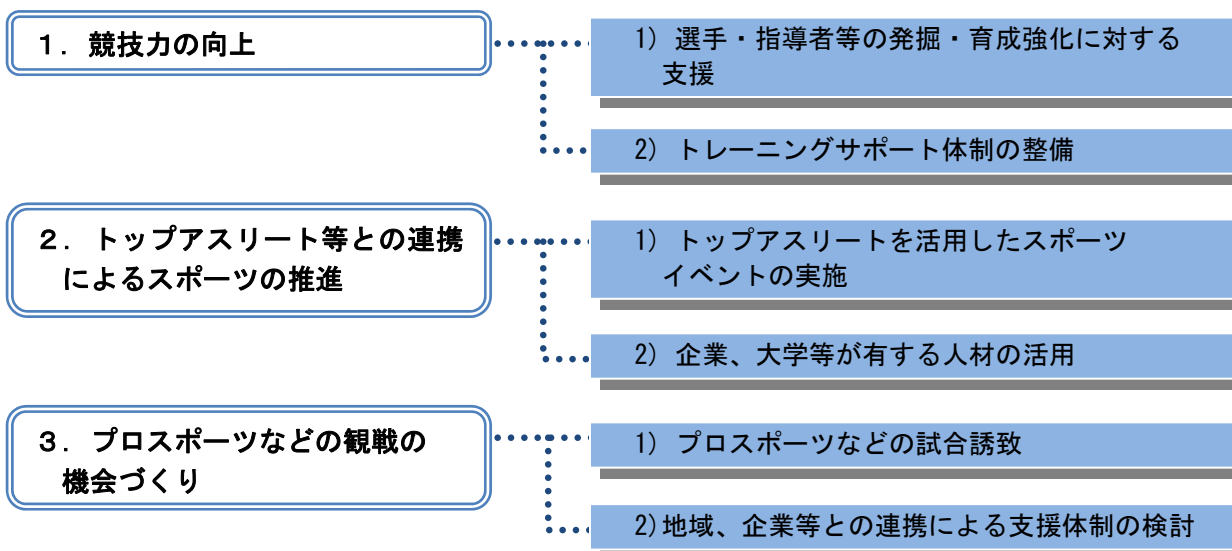
施策の展開方向

スポーツは、人間の精神、技術、体力の可能性の限界に挑戦する営みであり、アスリートが競技に取り組むひたむきな姿は多くの人々に勇気や感動を与え、スポーツへの関心を高めるなど、明るく活力ある社会づくりに貢献しています。このため、今後も選手等の育成強化に対する支援など、「競技力の向上」に取り組みます。

また、未来を担う子どもをはじめ、多くの人がスポーツへの夢やあこがれを持てるよう、また、スポーツを始めるきっかけづくりとなるよう、「トップアスリート等との連携によるスポーツの推進」に取り組みます。

さらに、スポーツを「観る」機会を創出し、スポーツ活動への参加を促すなどスポーツの裾野を広げるほか、地域の振興や活性化につなげるため、「プロスポーツなどの観戦の機会づくり」に取り組みます。

施策の体系



あこがれ・ 感動を生む スポーツ

基本施策

1. 競技力の向上

◇ 選手・指導者等の発掘・育成強化に対する支援

トップアスリートとなる可能性を秘めた人材の発掘、ジュニア期から成人期までの一貫指導体制の構築、トップアスリートによる指導や海外選手と接する機会づくり、学校の運動部活動の活性化と地域のクラブ活動との連携、練習環境の整備など、選手・指導者等の発掘・育成強化に対して支援を行うことにより、競技力の向上を図ります。

◇ トレーニングサポート体制の整備

奈良県のジュニア選手(中学生・高校生)たちが、奈良県を拠点として全国や世界で活躍することを目指し、県内選手の育成・強化、指導者の養成・資質向上、スポーツ医・科学などの機能を備えた地域トレーニングセンターの構築を大学などとの連携により取り組みます。



2. トップアスリート等との連携によるスポーツの推進

◇ トップアスリートを活用したスポーツイベントの実施

未来を担う子どもをはじめ、多くの人がスポーツへの夢やあこがれを持てるよう、また、スポーツを始めるきっかけとなるよう、トップアスリートを活用したスポーツ教室やスポーツイベントの実施に取り組みます。

◇ 企業、大学等が有する人材の活用

地域のスポーツ環境の充実に向け、トップアスリートと総合型地域スポーツクラブとの連携や、企業、大学等が有する人材の活用に取り組みます。



3. プロスポーツなどの観戦の機会づくり

◇ プロスポーツなどの試合誘致

トップレベルの試合や大会など、スポーツを「観る」機会を創出するため、プロスポーツの試合、大学や社会人のスポーツ大会等の誘致を進めます。

◇ 地域、企業等との連携による支援体制の検討

スポーツによる地域のにぎわいづくりや活性化を図るため、プロスポーツが生まれ育つ環境づくりに向けた、地域、企業等との連携によるスポーツコミッションなど、民間レベルによる推進体制の構築、検討を進めることにより、スポーツを支え、盛り上げる体制の整備を進めます。

あこがれ・
感動を生む
スポーツ



奈良県初開催bjリーグ公式戦

IV. スポーツ環境の整備

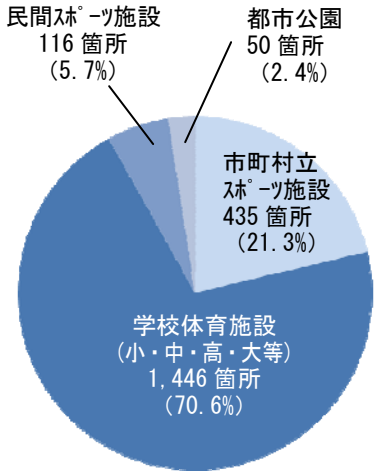
現状と課題

身近なスポーツ環境の整備

奈良県内に設置されている体育・スポーツ施設の総数は2,047箇所、このうち7割以上(1,446箇所)が小学校・中学校・高等学校などの体育施設です(平成24年3月現在)。

このため、学校体育施設について地域スポーツの拠点としての有効活用を図るほか、川辺、公園、歩道など身近な公共施設等を活用したスポーツ環境の整備が求められます。

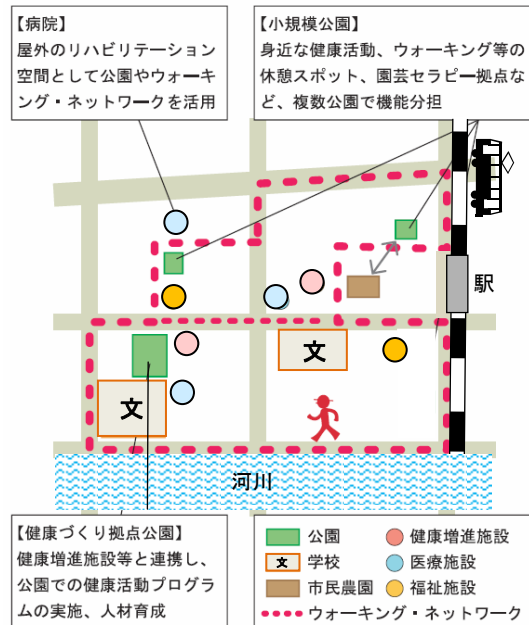
奈良県は、なだらかな丘陵が多く、ウォーキングやジョギングなどの運動に最高の環境が整っています。身近にこのような環境がある奈良県では、まち中で運動・スポーツに取り組める環境を整備することにより、だれもがいつでも運動・スポーツに親しみやすい環境づくりを進めることが重要です。



全 2,047 箇所

◆県内の体育・スポーツ施設の設置状況

資料：奈良県くらし創造部スポーツ振興課調査 (H24. 3. 21)



◆まち中でのスポーツ環境整備イメージ

資料：(一社)日本公園緑地協会「公園を核としたすこやか健康まちづくり」イメージ図に一部加筆

既存スポーツ施設の計画的な改修の推進

奈良県では、橿原公苑本館にジョギング&サイクリングステーションを整備するなど、既存スポーツ施設の機能充実に取り組んでいます。

また、県内のスポーツ施設のうち、全国大会などの大規模な大会が開催可能な機能を有する施設は限られており、既存スポーツ施設の機能向上など、施設の計画的な改修が課題となっています。



橿原公苑ジョギング&サイクリングステーション（イメージ図）

新たなスポーツ施設の研究

まほろば健康パーク（奈良県浄化センター公園）内では、スイムピア奈良（新県営プール）が整備（平成26年7月オープン予定）されており、新たなスポーツ拠点施設としての活用が期待されます。

今後は、「する・観る・支える」ことを通して、感動や楽しみを体験できる、プロスポーツの試合や全国大会レベルの大会の開催が可能なスポーツ施設など、新たな施設の整備に向けた研究が求められます。



新たな施設のイメージ



スイムピア奈良のイメージ



目 標

既存施設や学校体育施設等の有効活用をはじめ、身近に運動・スポーツに取り組める施設や設備の整備を進めることにより、「だれもがいつでも楽しめるスポーツ」の環境づくりを目指します。

施策の展開方向

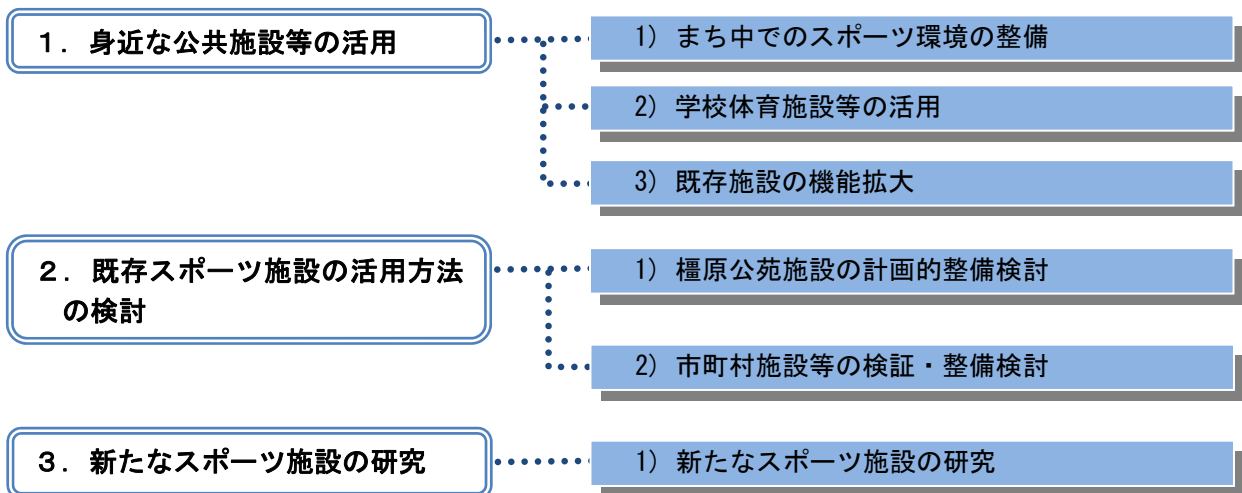
気軽に運動・スポーツができる環境を整えるために、川辺、公園、歩道など「身近な公共施設等の活用」に取り組みます。

ファシリティマネジメント※6の観点も踏まえ、利用者の利便性を図り、既存施設を有効に活用し、また、施設の長寿命化を図るため、整備計画や管理運営手法の検討を行い、榎原公苑や市町村施設等の「既存スポーツ施設の計画的改修」の検討を平成 25 年度中に進めます。

また、プロスポーツやトップレベルの試合を誘致することにより、スポーツを「観る」機会を創出します。

さらに、全国レベルの大会の開催により、競技スポーツの推進を図るため、上記「既存スポーツ施設の計画的改修」の検討と併せ、平成 25 年度中に「新たなスポーツ施設の研究」に取り組みます。

施策の体系



※6 ファシリティマネジメント：ファシリティ(facility：土地、建物、設備などの資産全般をいう。)を総合的に企画・管理・活用する経営活動のこと。土地、建物、設備などを経営資源と捉え、それらを有効に活用しながら、資産の適正管理を図り、経営的な観点から見た資産活用を推進することをいう。

1. 身近な公共施設等の活用

◇ まち中でのスポーツ環境の整備

学校周辺の歩道や川辺、公園など、身近な公共施設や民間施設を活用、整備することによる、まち中における運動・スポーツ環境の整備を検討します。

例えば、歩道の段差解消、街灯や距離表示の設置など、ウォーキングやジョギングをまち中で楽しめる環境を整備します。

◇ 学校体育施設等の活用

有効かつ効率的な学校体育施設の開放など、地域スポーツの拠点として、学校体育施設等の活用を図ります。

◇ 既存施設の機能拡大

県内施設の有効活用を図るため、県と市町村が連携して既存施設の機能充実を進め、利用者の利便性を考慮した施設の利用促進を図ります。



まち中で運動をする人

2. 既存スポーツ施設の活用方法の検討

◇ 橿原公苑施設の計画的整備検討

既存スポーツ施設を有効に活用するため、橿原公苑全体の整備計画の策定など、既存施設の計画的改修の検討を進めます。

◇ 市町村施設等の検証・整備検討

市町村施設を含めた県内スポーツ施設の現状を分析し、奈良県にとって最も効果的なスポーツ施設のあり方を検討します。

また、必要に応じて、改修・整備構想を検討の上、計画的な改修を進めます。

3. 新たなスポーツ施設の研究

◇ 新たなスポーツ施設の研究

スポーツを「観る」機会の創出や競技スポーツの推進、また地域の活性化を図るため、プロスポーツの試合や全国レベルの大会の開催とあわせて、文化、芸術、コンベンション、会議等の多目的な利用が可能なアリーナや、Jリーグの試合が可能なスタジアム等、新たなスポーツ施設の研究に取り組みます。

資 料 編

1. 奈良県スポーツ推進審議会委員	1
2. 計画策定経緯	2
3. 平成 24 年度 奈良県スポーツ推進審議会 概要	3
4. 奈良県スポーツ推進審議会条例	4
5. 「奈良県スポーツ推進計画」に対する意見の募集概要	5
6. スポーツ基本法（抄）	6
7. スポーツ基本計画（概要）	11

1. 奈良県スポーツ推進審議会委員

(任期: H24.3.1~H26.2.28)

(敬称略、五十音順)

	役職等	氏名	所属等
1	委員	アサハラ ノブハル 朝原 宣治	大阪ガス株式会社 近畿圏部地域活力創造チーム副課長
2	委員	イズモト ノリヒト 泉本 憲人	株式会社アクアティック社長
3	委員	オカシタ モリマサ 岡下 守正	大淀町長
4	委員	オザキ ミツノリ 尾崎 充典	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期: H24. 3. 1~H24. 8. 15)
		フジノ ヨシツグ 藤野 良次	奈良県議会議員 文教くらし委員長 (任期: H24. 8. 16~H26. 2. 28)
5	委員	カサナミ リョウジ 笠次 良爾	奈良教育大学教授
6	委員	カワサキ カオリ 川崎 香織	NPO法人川西スポーツクラブ理事
7	会長	サクマ ハルオ 佐久間 春夫	立命館大学教授
8	委員	タツノ イサム 辰野 勇	株式会社モンベル会長
9	副会長	ネギ シンジ 根木 慎志	アスリートネットワーク理事
10	委員	ヒエダ コウジ 稗田 甲二	株式会社アシックス執行役員
11	委員	フクイ モトオ 福井 基雄	芝運動公園スポーツクラブ会長
12	委員	ホソカワ シンジ 細川 伸二	天理大学教授
13	委員	マキガワ マサル 牧川 優	園田学園女子大学教授
14	委員	ミナミ ケイサク 南 佳策	天理市長
15	委員	ヨコヤマ フミト 横山 文人	亜細亜大学准教授

2. 計画策定経緯

年度	月	
H23	3月	
H24	4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第1回 審議会(4/9)</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">◎奈良県の現状説明 ◎計画の策定に向けた基本的考え方の説明</div>
	5月	○ 庁内会議における検討
	6月	骨 子
	7月	○ 庁内会議における検討
	8月	素 案
	9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2回 審議会(9/4)</div> 素案の了承を得る
	10月	○ 庁内会議における検討
	11月	計 画 案
	12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第3回 審議会(12/20)</div> 計画案の了承を得る
	1月	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> パブリックコメント ○意見募集期間 1/11～2/11 ○意見 9件（積極的な情報発信の要望 等） </div>
	2月	
	3月	奈良県スポーツ推進計画の策定
H25	4月	

関係部局等
意見聴取

3. 平成24年度 奈良県スポーツ推進審議会 概要

○ 第1回定例会

日 時	平成24年4月9日（月）14:30～16:40
場 所	奈良市池之町3 猿沢荘3階「わかくさ」
出席委員数	15名
県出席者	知事、くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○奈良県のスポーツに関する状況 ○「なら運動・スポーツ振興プラン」の概要と取組状況 ○新しいスポーツ推進計画策定に向けた基本的考え方 ○意見交換その他
概 要	計画策定に向けた基本的考え方の説明等

○ 第2回定例会

日 時	平成24年9月4日（火）15:00～16:50
場 所	奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟第1会議室
出席委員数	13名
県出席者	知事、くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○スポーツ推進審議会委員及び関係団体等の主な意見 ○奈良県スポーツ推進計画（素案）について ○意見交換その他
概 要	奈良県スポーツ推進計画（素案）についての了承等

○ 第3回定例会

日 時	平成24年12月20日（木）10:00～12:00
場 所	奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所4階「中ホール」
出席委員数	12名
県出席者	知事、くらし創造部長、くらし創造部次長 関係各課長等、事務局（スポーツ振興課）
議 題	○奈良県スポーツ推進計画（案）について ○意見交換その他
概 要	奈良県スポーツ推進計画（案）についての了承等

4. 奈良県スポーツ推進審議会条例

○奈良県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月奈良県条例第49号

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第二条 審議会の委員は、15人とする。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(任期)

第四条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、くらし創造部において行う。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (略)

附 則 (平成23年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 「奈良県スポーツ推進計画」に対する意見の募集概要

奈良県スポーツ推進計画案について、県民から意見を受け、計画策定の参考とするため、計画案を公表し、意見募集（パブリックコメント）を実施

1 意見募集対象

奈良県スポーツ推進計画案及び概要案

2 公表した計画案等

- (1) 奈良県スポーツ推進計画案
- (2) 奈良県スポーツ推進計画の概要案

3 公表の方法

次の方法で計画案等を公表

(1) インターネット

募集案内、計画案等について、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページに掲載

(2) 閲覧

(1)の資料を次の場所で閲覧できるよう備置き

ア 県政情報センター（県庁東棟1階県民ホール）

イ 県民お役立ち情報コーナー（県内6箇所）

県民ホール（県庁東棟1階）、県立図書情報館、西奈良県民センター、奈良県産業会館、桜井総合庁舎及び吉野町中央公民館

4 募集期間

平成25年1月11日（金）～同年2月11日（月）

5 募集結果

計画案及び概要案について、3名から9件の意見提出があり、その概要は次のとおり

- (1) 募集段階で計画に反映済みのもの（一部反映済みのものを含む。） 5件
- (2) 施策を実施する際又は検討する際に反映させるもの 2件
- (3) 反映困難なもの 1件
- (4) 意見を受け、反映させたもの 1件

6. スポーツ基本法（抄）

平成23年法律第78号

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック

競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 略

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 略

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集

会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。
(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。
(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよ

う、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七條 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八條 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 略

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 略

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成23年政令第231号で平成23年8月24日から施行)

第二条 略

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

7. スポーツ基本計画（概要）

平成24年3月策定

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

（1）幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

（2）学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

（3）子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー（仮称）」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
- ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化
- ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健全者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

奈良県スポーツ推進計画

編集発行 奈良県くらし創造部スポーツ振興課
〒630-8501
奈良市登大路町 30 番地
TEL 0742-27-5421
FAX 0742-23-7105
E-mail sports@office.pref.nara.lg.jp